

一人ひとりの権利・人権を守る

ほんにんつう ち せい ど

本人通知制度を知っていますか？



本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書の**不正取得の早期発見**や、**抑止**をはかるため、証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その**交付の事実を通知する制度**です。

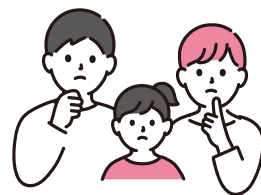
川西市での制度導入の背景

全国的に、八士業(弁護士など)の一部がその資格を利用して興信所や信用調査会社などから依頼を受け、住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得する事件や、委任状の偽造事件などが後を絶ちませんでした。このため、各自治体で、個人の権利の侵害防止を目的として本人通知制度の導入が始まり、川西市でも、市外の行政書士事務所が戸籍謄本などの不正取得をおこない、その中に川西市民のものも含まれていたことから2014(平成26)年2月4日に導入・施行しました。

なぜ証明書の不正取得がおこなわれるのか

興信所などが偽造した請求書で戸籍や住民票を取るのは、少し高い料金を払っても「(結婚相手などの)身元を調べてほしい」という依頼者がいるからです。

2011(平成23)年に発覚した司法書士(行政書士)による戸籍など大量不正取得事件では、33人が逮捕され、その後行われた裁判では実刑判決を含め全員に有罪判決が言い渡されました。首謀者の1人は、「明治時代から続いてきたような(同和地区)調査を求める人は多い」と述べたうえで、不正をなくすためには、「国民も意識を変えていただきたい」と語ったそうです。犯人が「国民の責任」について語る資格は全くありませんが、現実的には、このような依頼者がなくなる限り、この種の身元調査と不正取得がなくなるのも事実です。



なぜ身元調査をしてはいけないのか ～憲法第14条と第24条～

憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと、また第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することが明記されています。

しかし、身元調査の主たる内容は、同和地区出身者かどうかや、家系、家族構成、住環境などです。人生の重要な門出となる結婚に際し、本人の資質や人柄とは関係のない、本人の努力ではどうすることもできない家族関係や出身地などを確認し、場合によってはそれらを理由に結婚を反対するのです。これらの行為がいかに人を傷つけ、人権を踏みにじるものであるのか、今一度認識を深めていく必要があります。

本人通知制度の登録方法について

広報かわにし みらいふ9月号にも本人通知制度について記載があります。ご確認ください。
登録方法のお問い合わせ先：市民課 TEL 740-1165 FAX 740-1331

